

大阪府入札監視等委員会 入札監視第2部会 令和7年度 第1回定例会議 議事概要

1 開催日時 令和7年9月3日（水）午後1時30分から午後3時15分まで

2 場所 大阪赤十字会館4階 401会議室

3 出席委員 5名

4 審議対象期間 令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

5 会議の概要 審議対象期間中における入札方式別の発注案件の状況、入札参加停止措置等の状況及び談合情報等の処理状況について、事務局に内容の説明を求めた上で審議を行った。

また、大阪府が契約締結した次の種別の契約（総契約件数668件）のうち、委員が抽出した3件について、事案ごとに担当課に入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

種 別	内 訳
建設工事	予定価格250万円を超えるもの
測量・建設コンサルタント等業務	予定価格100万円を超えるもの
委託役務業務	予定価格100万円（物件の借入れについては80万円）を超えるもの
物品購入	予定価格160万円を超えるもの

6 審議の結果 これらの処理状況・事案は概ね適正であると認める。

7 委員からの質問とそれに対する回答等 別添のとおり

【抽出事案一覧】

入札方式等		案 件 名	契約金額(円)
建設工事	随意契約	大阪府立国際会議場構内情報通信網設備改修工事（その2）	100,100,000
委託役務	一般競争入札	庁内ネットワーク情報基盤機器等の賃貸借	2,342,838,960
委託役務	随意契約	税務情報システム維持管理業務	942,480,000

《令和7年度 第1回定例会議抽出事案 質疑応答要旨》

【大阪府立国際会議場構内情報通信網設備改修工事（その2）】	
委 員 質 問	担 当 課 等 回 答
随意契約の前段の入札結果を見ると、予定価格超過と最低制限価格未滿に分かれ、入札金額の差が大きい、予定価格はどのように市場価格を反映したのか。 施工期間が年末年始となっているが、予定価格の積算上、何らかの加算をしていたのか。また、全館休館の時期に本事案を併せて施工することはできなかったのか。 今後に向けて改善方針等はあるか。	施工に要する機器類は汎用品でないため、予定価格の算定に当たっては、複数の事業者から参考見積りを徴取して実勢価格を反映した。なお、設計図書等において機器類の詳細な仕様や施工条件を示しており、入札参加者間で機器類の仕入れ価格に差があったのではないかと考えられる。 積算基準上は、通常の休日扱いであり、年末年始の特別な加算等は行っていない。また、改修工事を一時期に集中して行うと経費が嵩むため、施工時期は設備改修の優先度と予算の平準化を考慮し、施設所管課と相談して計画したものである。 本事業は、年度当初に設計業務を発注し、8月に本事案の入札公告を行ったが、入札不落により1回しか入札が執行できなかった。今後は、前年度中に設計業務を発注し、当年度の早期に建設工事の入札公告を行うなど、再度の公告が可能となるような、余裕を持ったスケジュールで発注していきたいと考える。
《講 評》 本事案は、当初の入札で応札した6者のうち2者が予定価格超過、4者が最低制限価格未滿で失格となり、再入札において再び2者が予定価格超過となったため、入札不落による随意契約を締結したものである。当初の入札における応札者は、予定価格超過と最低制限価格未滿の2群に分かれていたことから、事業者間で施工体制の差や設計図書等の解釈に幅があったのではないかと考えられる。また、本事案の施工は年末に限られ、機器製作を含んでいるにもかかわらず、8月公告、10月契約となっており、準備期間が短いことから、多くの事業者の辞退を招き、結果として入札不落となったのではないかと考えられる。本事案のように特殊な環境で、かつ、施工時期が限られるなどの難易度が高い案件については、十分な準備期間を確保し、設計図書等を分かりやすくするとともに、適切な予定価格とすることにより、多くの事業者が参加できる発注となるよう努められたい。検討結果等について、次回の定例会議において報告されたい。	
【庁内ネットワーク情報基盤機器等の賃貸借】	
委 員 質 問	担 当 課 等 回 答
一者入札かつ落札率が高い理由をどのように考えているか。	入札公告前に仕様案に係る意見招請を実施しており、業務内容は概ね事前に提示していた。事業者側は仕様内容を十分検討できる期間があり、確度が高い見積りが可能であったと考えられる。

仕様書によると、機器のリースだけでなく、詳細設計や移行設計等の業務もあるが、賃貸借と委託役務を分離して発注しなかった理由は何か。 今後に向けて改善方針等はあるか。	詳細設計等は機器が決まらないと確定できない作業であることから機器のリースと詳細設計等は統一的に行う必要があり、そのように調達した。 発注形態について、賃貸借のみならず、クラウドによるサービス提供も含めて考えていきたい。また、事前に仕様案を公開して意見招請を受けた上で、適切に発注内容に反映させるなどの取組みを行うことにより、競争性の確保に努めたいと考えている。
《講 評》 本事案は、府の ICT 環境である庁内ネットワーク情報基盤機器等を賃貸借するものであり、一者入札かつ高落札率により受注者が決定されたものである。本事案は、多くの事業者が参加できるよう基本設計を別契約により行っていることや、入札公告前に意見招請を行っていることなどは評価できる。しかしながら、結果として一者での入札となっている。これは、近年リース会社の入札参加が消極的になっていることもあるが、本事案のような情報処理機器の調達において、詳細設計や移行設計、ソフトウェア等の設定作業を含んでいる場合、これらの業務は IT ベンダーが行い、入札の主導権を有しているという実情がある。このため、特定の IT ベンダーが有利となり、他の多くの事業者が入札参加を控える状況になっているのではないかと考える。本事案の発注方法は、従来から行われている一般的な方法ではあるものの、今後、一者入札が多くなる状況であれば、発注方法も見直していかなければならないと考える。今回の一者入札の原因を多角的に検証し、多くの事業者が参加できる発注方法に改善されたい。	
【税務情報システム維持管理業務】	
委 員 質 問	担 当 課 等 回 答
昨今のシステムにおいては、遠隔での運用管理が多い中、本事案で SE の常駐を求めている趣旨は何か。また、日常的にどのような業務を行っているのか。 既存システムの維持管理であるため、契約の相手方が限定されるが、価格交渉はどのように行ったのか。 府が独自のシステムを構築するのではなく、近隣自治体と連携し	本システムは、個人番号利用事務ネットワーク内の閉じた環境で稼働しており、他のネットワークから接続できないため、府庁舎内での SE の常駐を求めている。また、日常業務としては、定常運用、データ修正、各種問合せ・調査対応、機能改善等を行っている。 事業者から見積りを徴取し、実施体制や工数、技術者単価を確認したところ、体制や工数は従前と同等であるものの、単価は一般的な人件費上昇率や今後の見込みを考慮して一定の増額を行った。 他府県との連携について検討はしたが、規模や独自制度に相違があるため困難な面がある。パッケージシステムが利用できればコス

たシステム化の動きはないのか。 今後に向けて改善方針等はあるか。	トメリットが図られるため、今後検討を行っていきたいと考えている。 本事案について、SE の常駐により費用縮減が困難であること及び同じ受注者が継続していること等の課題があると認識している。現在、次期システムの構築に向けて取り組んでいることから、指摘を踏まえて、競争性の確保等、適切に対応していきたいと考えている。
《講 評》 本事案は、税務情報システムの維持管理業務であり、同システムを構築した事業者と随意契約を締結したものであるが、府庁における他の情報システムと比して高額での契約となっている。この主な原因は、維持管理を行う SE 等の技術者を府庁に常駐させているためであり、このことがコスト上昇を招いているものとする。これは、税務事務においては、早くから情報システムを導入して事務処理を行っており、当時の税務情報システムの維持管理方法を継続してきたことから生じていると考える。現在、次期の税務情報システムの再構築に向けて、コンサルティング事業者と委託契約を行い、検討を開始しているとのことである。基本構想の策定にあたっては、現状の問題点を洗い出し、課題の解決に向けた、より効率的な維持管理方法の検討を進められたい。なお、税務情報システムは、府税全般を取扱う極めて重要なシステムであり、管理している情報も厳重に管理する必要があるなどの特徴があるため、再構築にあたっては、十分な期間を確保し、円滑なシステム移行に努められたい。	